

表3. 現行規則で定められている技師の配置基準と面積基準

別表第四（第十二条関係）・・・医師または臨床検査技師の配置要件

一 微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査及び生化学的検査のうち、一の検査のみをする衛生検査所
二 前号に掲げる検査のうち、二以上の検査をする衛生検査所（次号に該当する衛生検査所を除く。）
三 第一号に掲げる検査のうち、微生物学的検査、血液学的検査及び生化学的検査のいずれをも含む三以上の検査をする衛生検査所

別表第二（第十二条関係）・・・検査室の面積に関する必要要件

一 微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査及び生化学的検査のうち、一の検査のみをする衛生検査所
二 前号に掲げる検査のうち、二の検査をする衛生検査所
三 第一号に掲げる検査のうち、三の検査をする衛生検査所
四 第一号に掲げる検査のうち、四以上の検査をする衛生検査所